

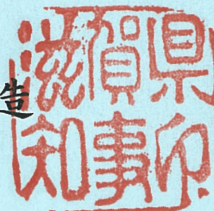
産業廃棄物処分業許可証

住所 滋賀県東近江市今堀町646番地1

氏名 サタ山善株式会社
代表取締役 野田明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造



許可の年月日 令和元年9月8日

許可の有効年月日 令和6年9月7日

1. 事業の範囲

処分業（中間処理）

事業の区分：中間処理〔破碎〕

産業廃棄物の種類

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これ
に類する不要物

（以上2項目）

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設

設置場所：滋賀県東近江市蛇溝町字長谷野1388番の一部

設置年月日：平成26年7月8日

処理能力：ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 1,400 t/日（8時間）
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 1,400 t/日（8時間）

許可年月日：平成26年6月23日

許可番号：第50038号

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年9月8日 新規許可

平成28年5月23日 氏名の変更

令和元年9月8日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有